特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク

K C C N = ¬ ¬



第 117 号

野々山 宏 KCCN 理事長 弁護士

消費者法の在り方を変える検討が始まった ・・・消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会

1 はじめに

昨年末から、消費者法制の在り方を大きく変えていこうとする検討が始まっている。2023年11月7日に内閣総理大臣が消費者委員会に対して、「消費者の脆弱性への対策を基軸とし、生活者としての消費者が関わる取引を幅広く規律する消費者法制度のパラダイムシフトについて検討すること」を諮問した(注 1)。

検討する具体的な内容は、以下の3点である。

- ① 消費者が関わる取引を幅広く規律する消費者取引全体の法制度の在り方。
- ② ハードロー的手法とソフトロー的手法、民事・行政・刑事法規定など種々の手法をコーディネートした実効性の高い規律の在り方。
- ③ デジタル化による技術の進展が消費者の関わる取引環境に与える影響についての基本的な考え方。

この諮問を受けて、消費者委員会では、「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」 (以下「パラダイムシフト専門調査会」と略称する。)を設置して、2023年12月27日から上記の諮問に対する検討が始まった(注 2)。

専門調査会の名称に「パラダイムシフト」とあるように、これまでの消費者法制をもう一度見直し、新たな在り方を模索していく試みである。この「パラダイムシフト専門調査会」の検討がどのように進行して法制度につながっていくかは、今後の消費者法制の在り方において極めて重要である。

2 消費者契約法の改正への抵抗・・・予測可能性の確保

最近の消費者契約法改正において事業者が最も強く示している主張は、「予測可能性の確保」である。「如何なる行為が消費者の取消権や消費者団体の差止請求権の対象となるかについて、予測がつかなくては安心して事業活動が出来ない」との主張である。取消権や差止請求権は民事効果を伴うために予測できる必要性はある。ただし、民法がそうであるように民事法規の本質は、具体的事件において各当事者の利益衡量をはかり妥当な解決を図ることにある。具体的な事件は様々で多様であるから、その種々多様な事案について利益衡量が出来る、ある程度抽象的な要件を定めないと民事法規としての役割が果たせない。

ところが、事業者の主張は、抽象的な規定では予測可能性がないので立法化を認めず、取消等される行為がどのような行為なのか疑いの余地がない程度で、さらに悪質でない行為が少しでも含まれる余地のない要件を求めている。

しかしながら、刑事処分や行政処分などの基準となる行政法規の要件と、具体的事件の利益衡量の基準となる民事法規の基準とは自ずとその役割から異なるべきである。要件の過度な限定は民事規定としての放棄となり、結果として消費生活相談の現場でも狭すぎて使えないものとなる。消費者契約法の最近の改正にはこの傾向があり、「消費者契約法の特定商取引法化」と指摘されているところである。

その課題が特に現れているのが、消費者契約法の2022年5月改正である。改正によって新設された取消権は、極めて限定した場面について厳格な要件を設けている。要件の明確化を過度に強調する余り、民法の特別法として、日々変化する取引に対応できる取引の行動基準となる民事ルールである消費者契約法の役割を変質させるものとなっている。

3 消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会

「脆弱な消費者」の増加やプラットフォームの存在など新たな主体が登場しているネット取引の増加など新しい消費者を巡る環境を踏まえて、消費者法を理念から見直し、その在り方を再編し拡充するために2022年4月から消費者庁に「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」(以下、「有識者懇談会」という。)が開かれ、2023年6月まで15回の検討を行った。その議論の整理が公表されている(注 3)。

有識者懇談会の議論の整理は、前記した課題を含む消費者法制の現在の在り方の課題について広く問題提起をしており示唆に富んでいる。特に注目しているのは以下の点である。

- ① 消費者契約の主体として類型的・属性的のみならず状況的な脆弱な消費者の存在を認め 「消費者の脆弱性」を正面からとらえ、消費者法のこれからの方向性として、これに正面から取り組むべき方向性を示していること。
- ② プラットフォーム・決済手段提供者・広告提供者など主にネット取引において登場している取引当事者以外の事業者への消費者法による対応の必要性を強調していること。
- ③ 消費者法制のなかで消費者契約法の位置づけを重視し、消費者契約法に契約締結過程、契約条項だけでなく、契約履行過程や契約離脱過程も対象範囲を広げていこうとしていること。
- ④ 金銭だけでなく、情報や時間、関心を消費者が事業者に提供する取引を視野に入れること。
- ⑤ 消費者契約法などの民事ルールとして、基本原則規定と具体的規定の中間の抽象的規定の整備の必要性を指摘していること。

他方で課題もある。この議論の整理が今後どう活用されていくのか不明確である。内閣法制局や 関連する他の省庁の壁を乗り越えてこれらの問題提起をどう法律として実現していくのか、消費者契 約法を消費者法制の中心に据えるとして、ソフトロー、ハードローや民事法、行政法、刑事法をどうコ ーディネートさせて調和させるのかなどは難しい課題である。

4 パラダイムシフト専門調査会のこれからの議論

この難しい課題について検討をし、新しい消費者法制への道筋を付けていこうとするのがパラダイムシフト専門調査会の役割である。10人の委員中、研究者が8名、事業者団体関係者が1名、弁護士が1名であり、理念と共に現場の視点をどう反映させていくかがもう一つの課題である。

大きく変化を重ねている消費者取引市場の各主体と環境にふさわしい消費者法制の実現を目指して、「パラダイムシフト」といえる制度転換に向けた活発な議論と成果を期待している。

そして、私たちも問題提起に対してしっかりと議論をし、提言をしていかなければならない。

注1	消費者委員会ホームページ
	https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/paradigm_shift/doc/001_231227_shiryou1.pdf
注2	消費者委員会ホームページ
	https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/paradigm_shift/001/shiryou/index.html
注3	消費者庁ホームページ
	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/review_meeting_004/
	(2024年2月)